



令和2年1月21日

一宮市長 中野 正康 様

一宮市特別職報酬等審議会

会長 豊島 半七

一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額
について（答申）

令和元年12月17日付け31一宮人事発第98号で諮問のあった一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額について、一宮市特別職報酬等審議会設置条例（昭和39年一宮市条例第46号）第9条の規定により次のとおり答申する。

1 主 文

一宮市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額については、次に掲げる額に改定することが適当である。

| | | |
|-------|------|------------|
| 市議会議長 | 報酬月額 | 642,000円 |
| 同 副議長 | 報酬月額 | 590,000円 |
| 同 議 員 | 報酬月額 | 548,000円 |
| 市 長 | 給料月額 | 1,085,000円 |
| 副 市 長 | 給料月額 | 892,000円 |

2 実施時期

実施の時期は、令和2年4月1日とすることが適当である。



3 審議経過

| | |
|--------|--------------|
| 第1回審議会 | 令和元年12月17日開催 |
| 第2回審議会 | 令和2年1月15日開催 |

4 答申に当たっての考え方

本審議会は、令和元年12月17日に設置され、市長から諮問を受けた市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額について、2回にわたり審議会を開催した。

審議にあたっては、県内各市や全国の同規模中核市の報酬月額及び給料月額との比較、経済や景気の状態、人事院勧告の内容、一般職の給与との比較などを確認しつつ、各委員とも十分に意見を交換し、慎重に審議を重ねた。

議員報酬については、県内同規模市の中で下位ではあるが財政力指数等を加味するとやむをえないといえる位置である一方、全国の同規模中核市との比較では財政力指数に関わりなく本市の議員報酬が特に低いという現状が確認できた。しかしながら、市民感覚として一宮市の景況を考えると大きな引き上げは困難であるとの意見が多数あり、全国的な景気動向や社会状況がある程度反映されている人事院勧告の引き上げ率を適用するという結論に至った。前回平成27年に見直しを行った以降5年分の人事院勧告の引き上げ率の累計0.51%を適用し、四捨五入により1,000円単位とすることによって、議長、副議長、議員ともに3,000円の引き上げという結果となった。

市長・副市長については、県内同規模市比較では議員と同様であるが、全国の同規模中核市との比較では中位に位置することを確認した。また、審議会の審査項目ではないが、任期満了時の退職金が県内同規模市と比較して算定率が低く、その金額の差が大きく開いていることが話題となった。議員報酬ほど他市比較の中で低いということはないものの、引き上げてはどうかとの意見が多数あり、引き上げ額を議員と同額の3,000円にすることにより引き上げ率を議員報酬より低く抑えるという結論に至った。



5 おわりに

本市は、令和3年に中核市移行を目指しており、それぞれの役職が果たすべき役割と責任はますます重要になってきている。議員並びに市長、副市長に対し、今後の一宮市の発展と市民サービス向上のためにもなお一層のご尽力を期待してやまないものである。

一宮市特別職報酬等審議会委員

| | |
|---------|---------|
| 会 長 | 豊 島 半 七 |
| 会長職務代理者 | 牛 田 幸 夫 |
| 委 員 | 太 田 一 弘 |
| | 河 村 正 夫 |
| | 稲 垣 敏 志 |
| | 五 藤 政 尋 |
| | 森 重 幸 |
| | 土 川 ますみ |
| | 岡 西 美 子 |
| | 伊 藤 雅 淑 |